号外第三十号

令和五年

六月十六日 金

日

曜

削

○山梨県災害救助法施行細則の一部を改正する規則……………………………………

規

則

目

次

規

山梨県規則第二十四号

山梨県災害救助法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。 令和五年六月十六日

山梨県災害救助法施行細則の一部を改正する規則 山梨県知事

長

崎

幸 太 郎

山梨県災害救助法施行細則(昭和三十五年山梨県規則第四号) の一部を次のように改

別表の第一の一の1の臼中「三百三十円」を「三百四十円」に改め、同表の第一の

表中「一八、七〇〇円」を「一九、二〇〇円」に、「三四、〇〇〇円」を「三四、六〇 円」に、「一八、九〇〇円」を「一九、四〇〇円」に、 三〇〇円」を「六六、九〇〇円」に、「八二、二〇〇円」を「八四、三〇〇円」に、 円」を「四一、一〇〇円」に、「五五、八〇〇円」を「五七、二〇〇円」に、「六五、 〇円」に、「三五、六〇〇円」を「三六、五〇〇円」に、「四二、五〇〇円」を「四 の二の1の臼中「千百八十円」を「千二百三十円」に改め、同表の第一の三の臼の⑴の の2の〇の②中「六百二十八万五千円」を「六百七十七万五千円」に改め、同表の第 〇円」に、「九、九〇〇円」を「一〇、一〇〇円」に、「一二、九〇〇円」を「一三、 三、六〇〇円」に、「五三、九〇〇円」を「五五、二〇〇円」に、「七、八〇〇円」を 「一一、三〇〇円」を「一一、六〇〇円」に改め、同表の第一の三の
三の②の表中 100円」 「一二、三○○円」を「一二、六○○円」に、「一五、○○○円」を「一五、四○○ 「六、一〇〇円」を「六、三〇〇円」に、「八、二〇〇円」を「八、四〇〇円」に、 「八、〇〇〇円」に、「三一、〇〇〇円」を「三一、八〇〇円」に、「四〇、一〇〇 「一八、三〇〇円」を 一八、 八〇〇円」に、 「二、六〇〇円」を「二、七〇 「二一、八〇〇円」を

> 改める。 円」を「一万六千五百円」に改め、同表の第二の一の1の⑥中「二万五千七百円」を 六千百円」を「一万五千六百円」に改め、同表の第二の一の1の15中「一万六千六百 中「一万六千三百円」を「一万六千八百円」に改め、同表の第二の〇の1の③中「一万 の1の①中「二万五千四百円」を「二万五千三百円」に改め、同表の第二の〇の1の② 改め、同表の第一の十一の四の②中「五千四百円」を「五千五百円」に改め、同表の第 三千八百円」を「二十一万九千百円」に、「十七万九百円」を「十七万五千二百円」に の②のハ中「五千五百円」を「五千六百円」に改め、同表の第一の九の三中「二十一万 同表の第一の八の三の②の印中「五千円」を「五千百円」に改め、同表の第一の八の三 円」に改め、 十万六千円」に改め、同表の第一の六の口の②中「三十一万八千円」を「三十四万三千 円」を「三、七〇〇円」に改め、 百円」に改め、 「二万七千七百円」に改め、同表の第二の○の1の⑦中「二万七千円」を「二万八千二 「二二、三〇〇円」に、 の十二の口中「十三万八千三百円」を「十三万八千七百円」に改め、同表の第二の口 同表の第一の八の三の②の⑴中「四千七百円」を「四千八百円」に改め、 同表の第二の一の1の8中「二万四千九百円」 二七、 同表の第一の六の口の①中「六十五万五千円」を「七 四〇〇円」を「二八、一〇〇円」に、 一を「二万六千七百円」に 六〇〇

則

この規則は、 公布の日から施行する。

Щ

発行者	山梨
山梨県	山梨県公報号外
丸の内一丁	第三十号
甲府市丸の内一丁目六番一号	令和五年六月十六日
印刷所	I I
株サンニチ印刷	
甲府市北口二丁目六番	
番	
	二